

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第35号

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年新潟県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(事務の委託) 第15条 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けの事業のうち貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を新潟県森林組合連合会に委託することができる。	(事務の委託) 第15条 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けの事業のうち貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を新潟県森林組合連合会 <u>及び新潟県木材協同組合連合会</u> に委託することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。